

作成日：2012年1月5日

インドネシア共和国

特許庁の所在地：

Department of Law and Legislation, Directorate General of Intellectual Property

Direktorat Jenderal Hak Cipta, Paten dan Merek,
Departemen kehakiman R. I., Jl. Daan Mogot Km. 24,
Tangerang 15119,
Indonesia

Tel : 62 21 552 4992

Fax : 62 21 552 5366

Website : <http://www.dgip.go.id>

特許制度

1. 現行法令について

2001年8月1日施行（法律14/2001号）の2001年改正特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

英語による明細書及びクレームで出願することができますが、出願日から30日以内にインドネシア語翻訳文を提出しなければなりません。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人及び譲受人が署名します。認証は不要です。

(6) Statement

譲受人たる出願人が、自己の名において出願をすることを宣誓する書面です。出願人が署名します。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出しなければなりません。優先権書類が英語でない場合は、優先権書類のフロントページの英訳文を優先権証明書と共に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: インドネシア ルピア (IDR))

(1) 出願料金

①基本料金	575000
②10個以上各クレーム当たり	40000
③小特許の場合	125000
(2) 書類追完料金	200000
(3) 実体審査請求料金	2000000
・小特許の場合	350000
(4) 特許証取得料金	250000
(5) 審判請求料金	3000000

(6) 年金

・ 1年度から3年度(各年度当たり)	700000
・ 4年度及び5年度(各年度当たり)	1000000
・ 6年度	1500000
・ 7年度及び8年度(各年度当たり)	2000000
・ 9年度	2500000
・ 10年度	3500000
・ 11年度から20年度まで (各年度当たり)	5000000

*なお、1クレーム当たり以下の加算料金の納付が必要となります。

1年度から3年度まで(各年度当たり)	50000
4年度及び5年度、 6年度	100000
7年度及び8年度、 9年度から20年度まで(各年度当たり)	150000
	200000
	250000

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。審査請求は、出願日から36ヶ月以内に行う必要があります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

インドネシア国は、「特許」及び「小特許」(短期特許)の2種類の発明の保護を採用しており、実用新案制度は採用しておりません。「小特許」とは、存続期間が出願日から10年間で、形状、構造又は組み合わせにより新規で実用的な価値を有する物品や装置を保護対象としています。従いまして、方法、組成物、物の製造方法は保護されません。

(1) 方式審査

出願書類が提出されると、特許庁は出願要件を満たしているか否かについて方式

審査が行われます。出願要件は、出願日を付与するために必要な以下の最小限の要件を言います。

- ① 出願年月日、特許付与の請求、出願人の名称及び住所を表示したインドネシア語による所定の願書の提出。
- ② インドネシア語による明細書及びクレームの提出。
- ③ 手数料の支払い。

上記の要件が満たされていないと判断された場合は、3ヶ月以内に補正をすることが命じられます。この3ヶ月の期間は、請求により2ヶ月延長できます。この期間内に願書類の瑕疵が是正されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

(2) 出願公開

出願は、出願日から18ヶ月（優先権主張の場合は優先日から）経過後公開されます。

公開は、6ヶ月間特許庁の掲示板に出願が掲載され、また特許公報にも出願内容が掲載されます。

(3) 審査手続きについて

特許を受けるためには、所定の期間内に審査請求を行い、発明が不特許事由に該当しないこと、新規性があること、進歩性を有すること及び産業上の利用性があることが必要です。

① 不特許事由について

次の事由は発明とはみなされません。

- a) 芸術的な創作物である場合
 - b) 発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合
 - c) 精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合
 - d) コンピュータプログラム自体の場合
 - e) 情報の提示の場合
- 等です。

② 新規性について

- ・ 出願日前（又は優先日前）に、出願に係る発明が世界のいずれかの場所において公知、公用又は刊行物に掲載されている場合は、新規性を有しません（絶対的世界主義の採用です）。
- ・ 更に、出願後に、出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と同一である後の出願は、出願人が同一か否かに拘わらず、特許を受けることができません（我国における特許法29条の2の規定と類似します）。
- ・ なお、以下の場合には、新規性喪失の例外が適用されます。
 - I) 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して

公知となった発明。

II) 出願日前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者が研究や開発を目的として実験をした場合。

III) 国内又は外国において開催された国際博覧会、公に認められた国内博覧会における、出願日前12ヶ月以内における発明の公表の場合。

③ 審査手続き

- ・新規性や進歩性に関する実体的要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行されます。拒絶理由通知に対する応答期間は、通常3ヶ月とされており出願人は意見書や補正書を提出することができます。特許庁は出願人に他国の審査結果の情報や資料の提出を要求することができます。この期間内に応答できない場合は、請求により期間の延長が認められます。この期間内に応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。上記拒絶理由通知に対する応答が、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には最終的に拒絶査定となります。

(4) 不服申し立てについて

拒絶査定に対して、出願人は査定通知の発行日から3ヶ月以内に、特別特許審判委員会に対して審判請求をすることができます。

(5) 特許付与について

拒絶理由が発見されなかった場合、特許証が発行されます。その後、特許付与が特許公報に公告され、特許原簿に登録されます。

(6) 特許付与前の異議申し立てについて

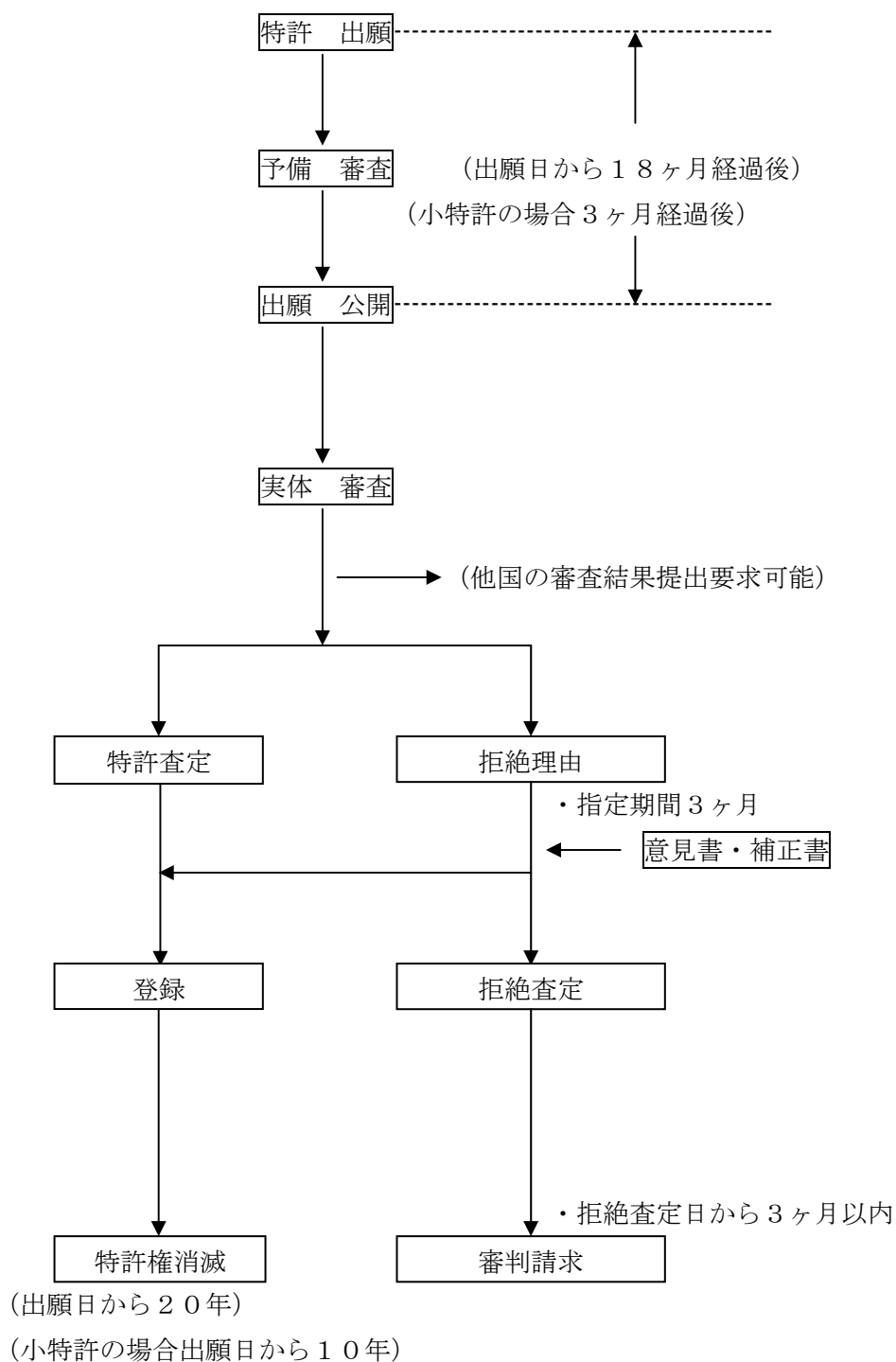
付与前の異議申立て制度は採用されておりませんが、何人も出願公開の日から6ヶ月間、情報提供をすることができます。

(7) 分割出願について

出願人は、自発的にまた拒絶理由通知の応答期限内に分割出願をすることができます。

自発的な分割出願は、実体審査の終了まで行うことができます。

出願から特許権消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は、登録後に納付する必要があるため、特許付与後1年以内に出願日からの累積維持年金を納付する必要があります。その後の年金は、特許付与の日に対応する日前に納付しなければなりません。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期限

優先日から31ヶ月以内です。

但し、手数料の納付することにより32ヶ月まで延長することができます。

(2) 提出すべき書類

以下の書類のインドネシア語による翻訳文の提出が必要です。

- ・国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
- ・34条補正がされた場合、国際出願時のもの及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) 上述しましたように、インドネシア国は特許の種類として「特許」及び「小特許」があります。「小特許」は、我国の実用新案制度と類似した物品の形状等を保護対象とし、新規性の有無の審査により登録要件が判断されます。従いまして、ライフサイクルの短い製品等について、早期に独占権の付与を望む場合は、「小特許」による保護を検討する必要があると思われます。但し、「小特許」の存続期間は、10年間ですので留意して下さい。
- (2) 優先権を主張して直接インドネシア国に出願する場合、インドネシア語により明細書等を最初に提出する必要はなく、英語の明細書等により出願日を確保することができます。従いまして、優先期間の終了間際にインドネシア国に出願をすることが決定された場合でも英語の明細書等により出願が可能となります。なお、この場合には出願日から所定の期間内にインドネシア語による明細書等の翻訳文を提出する必要があります。不提出の場合には出願が取下げとなります。

2. 出願後審査中

- (1) 出願と同時に審査請求を行わない場合、「特許」の場合には出願日から36ヶ月以内に、「小特許」の場合には出願日から6ヶ月以内に審査請求をする必要があります。この期間内に審査請求を行わなかった場合には、もはや特許を受けることができなくなりますので、この期限管理に関しては十分留意する必要があります。

- (2) 特許庁から発行された通知は、全て送付してもらうよう現地代理人に要求する必要があります。特に、拒絶理由通知を受けた場合にはその応答期限の日付が現地代理人の報告書状中に誤りがある場合があり、その確認のために参考になるからです。
- (3) 明細書、特にクレームの補正をした場合には、必ずクレーム全体の英訳文の送付を現地代理人に要求すべきでしょう。特許になった場合、クレームの内容を容易に判断することが可能になるからです。

3. 特許査定の際

- (1) 特許となった場合にも、上記で述べた理由によりクレームの英訳文を現地代理人に作成を要求すべきでしょう。権利範囲はインドネシア語により確定されます。しかし、日本人にとってインドネシア語の判断は一般的に困難かと思われますので、確定したインドネシア語によるクレームの英訳があればその内容を確認することが可能となるからです。
- (2) 年金納付に関して
年金納付が少々複雑ですので留意して下さい。

【例】出願日（又は国際出願日）が2005年3月15日、特許日が2011年7月15日と仮定します。この場合：

- ①出願日を第1年度（2005年3月15日から2006年3月14日まで）とし、特許日が2011年7月15日ですので、累積年金として第1年度分から第7年度分（2011年3月15日から2012年3月14日分）の年金を、一括して特許日から1年以内（即ち、2012年7月15日まで）に納付する必要があります。
- ②次回の8年分（2012年3月15日から2013年3月14日まで）の納付期限は、2013年7月15日となります。